個人ID: 令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 扶 th 1 所轄稅務署長等 株式会社ナガセ エイシン あなたの生年月日明・大・暗 (711#+) 16年 1月 I B 給与の支払者 永真 仲野 從たる絵与につ の名称(氏名) あなたの氏名 青之 仲野 世帯主の氏名 いての技養技能 武蔵野 等命告書の提出 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 給与の支払者 税務署長 /提出している場合) あなたの個人番号 9 0 1 2 4 0 1 0 1 あなたとの統柄 1 | 5 | 9 | には、〇四を付けてください。 の法人(個人)番号 士愰 (郵便番号114-0014 給与の支払者 あなたの住所 配偶者 東京都武蔵野市吉祥寺南町1-29-2 東京都北区田端4-1-3 グレーヒル馬山 401号室 有·無 の所 在地(住所) 又は居所 の有無 市区町村長 あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません 老人扶養雜族 号 おこ 扶こ そるこ 読の 養の のたの 番 異動月日及び事由 フリガナ (昭311.1以前生) 非居住者である親族 令和7年中の 区分等 住所又は居所 /令和7年中に異難があった\ では、あなたの給与について扶養控除、この申告書は、あなたの給与について扶養控除が、 のうちの1か所にしか提出することができませてのうちの1か所にしか提出することができませてのも告書は、源泉控除対象配偶者、障害者にしてもませている。 Æ 名 所得の見積額 特定扶養報旅 場合に記載してください あなたとの続柄 生 年 月 日 生計を一にする事実 平1512年~平19114 (以下同じです。)。 (放出する場合は○印を付けてください。 源泉控除 A 対象配偶者 明・大 (注1) 四 16歲以上30歲未養又は70歲以上 问居老親等 留学 随古者 口その他 か提出することができません。で、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、の給与について扶養控除、除害者控除などの控除を受け 主 38万円以上の支払 明・大 □ 特定扶養親族 たる 昭 -四 16歲以上30歲未満又は70歲以上 □ 同居老親等 給 留學 □ その他 与 除恋者 38万円以上の支払 搜除対象 か 明·大 昭·平 □ 特定扶養親族 5 B扶養親族 控除 (16歲以上) 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 同居老親等 る必要があります。口者に該当する同一 (平22.1.1以前生) 留學 陳書者 卷 38万円以上の支払 明·大 受け □ 特定扶養親族 PT 告に 16歳以上30歳未業又は70歳以上 □ 同居老親等 る 强华 -□ その他 除害者 63 38万円以上の支払 明・大 7 □ 特定扶養親族 图·苹 FH 生計配偶者及び のご注意」 路监督 障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。) 異動月日及び事由 口障害者 水 人 扶養親族 口雞 障害者、寡婦 ・般の障害者 口ひとり頼 ひとり親又は 鏕 特別障害者 勤労学生 到 勞 学 生 (注)1 選表技能対象配偶者とは、所得者(合和7年中の所得の見精額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(背色事業専従者として結与の支払を受ける人及び臼色事業等従者と整ます。)で、令和7年中の所得の見精酸が65万円以下の人をいいます。 2 回一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(背色事業等従者として結今の支払を受ける人及び臼色事業等従者を終きます。)で、令和7年中の 同居特別職事者 配触のしかたはこちら 上の該当する項目及び機にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。 所得の見職額が48万円以下の人をいいます。 あなたとの を受ける他の所得者 名 氏 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由 あなたとの統綱 住所又は居所 他の所得者が 明・大・昭 控除を受ける 平.合 扶養親族等 明・大・昭 平·令 ○住民税に関する事項(この個は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養競族等申告書の記載欄を兼ねています。) (フリガナ) 整除対象外国外扶養鋼族 育和7年中の 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由 の総新 所得の見積額(※ * 「令和7年中の 所得の見職所得を には、所得の退職所得を 職いた所載します。 16歳未満の 扶養親族 円 (平22.1.2以後生)

非居住者である親族

(独治する森はにチェックを付けてください。)

□第万円以上の支払

TOWN BY INTOWN F FT WY

N 48.00

合和7年中の 障害者

所得の見積額(※) 区 分

円口特別

異動月日及び事由

寡婦又はひとり親

口ひとり親

あなたとの親柄

生年月日

明·大·昭

平令

住所又は居所

(フリガナ)

退職手当等を有する

配偶者・扶養親族

個

番

A

号

1 申告についてのご注意

(1) この申告書は、令和7年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。

- (2) この申告書に記載すべき事項が令和6年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない 場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書(以下「簡易な申告書」といいます。)を提出する とができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している、記載のしかた(記載例)をご確認く ださい(表面の二次元コードからもご確認いただけます。)。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動 接の内容に補正してく
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) 控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与 の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除 申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者 に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄 を記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢 16 歳未満 の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、 マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー
- (個人番号)を記載してください。 (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます。
- (5) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けてください。

- また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。 (6) 「令和7年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種 類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 55 万円(収入金額を限 度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、濃泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の 配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者(ii) である場合には、「非居住者である親族」欄に〇印を付けてください。また、控除対象状養 親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の [16歳以上 30歳未満又は 70歳以上] にチェックを付け、その非居住者の年齢が 30歳以上 70歳未満で一定の要件を満たす人 (下 記4⑤ロVに該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該 当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。)。 (注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き載いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
- (8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和7年中にその親族に送金等を した金額の合計額を記載してください。
- (9) 「陳害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)など の障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害 者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)(準)、住所又は居所、生年月日、あなたとの統柄及び令和7年中の所得 の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象状養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載して いる事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)
- また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)
- (注) 一定の要件の下、マイナンバー (個人番号) の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和7年中の所得の種類とその見積額
- (注) 寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (0) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の 扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し
- (11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限り ます。以下印において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積線が133万円以下である人に限ります。)又 は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限りま す。) に記載してください (住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には追職所得の金額は含めないこととされていま す。)。追職手当等の支払を受ける年齢 16 歳未満の扶養親族について、追職所得を含む所得の見積額が 48 万円を超える場合には、 [16 歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国外扶養 親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記 3(2)の確認書類を令和 8 年 3 月 16日までに住所所在地の市区 町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まい の市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた濃泉費収票などを添付してください
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合に必要な添付書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者 である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
- 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
- ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者

【非居住者である親族について 扶養控除等の適用を受ける方へ】



ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者

(3) あなたが、勤労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大臣 又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

【①闘一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見精額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③瀛泉控除対象配偶者】 所得者(全和7年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養觀練】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

- 扶養親族が居住者の場合 年齢 16歳以上の人 (平成 22年1月1日以前に生まれた人)
- 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (4) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人)
- (ロ) 年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)
- (ツ) 年齢 30歳以上 70歳未満の人(昭和 31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)

【⑩同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑨障審者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や①の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・全で特別障害者になります。
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな ります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。
- ホー戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、陳雲の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。
- へ 原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・・・・全て特別職案者になります。
- ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・・・・全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 36 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人・・・・・このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。

【他同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑫のひ とり親に該当する人を除きます。)

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、①の扶養親族を有する人
- ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が 500 万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

- イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
- ローその所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は①の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【⑩勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を構えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は難所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。
- ハ 令和7年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。